

# 福岡県公報

平成28年4月5日  
第3782号

## 目次

### 告示 (第343号 - 第360号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6

### 公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8

### 公安委員会

○少年指導委員の委嘱について	(警察本部少年課)	9
----------------	-----------	---

## 告示

### 福岡県告示第343号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字鐘ヶ江722番2先から 大川市大字中古賀362番先まで	10.5 ～ 19.6	171.7
			後	大川市大字鐘ヶ江722番2先から 大川市大字中古賀362番先まで	6.3 ～ 19.6	171.7

### 福岡県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線 間	大川市大字鐘ヶ江722番2先から 大川市大字中古賀362番先まで

**福岡県告示第345号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	勝浦線 宗像	福津市奴山1190番1先から 福津市奴山1212番1先まで

**福岡県告示第346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北九州	県道	野間線 須恵	前	宗像市須恵158番1先から 宗像市須恵118番1先まで	13.0 ～ 15.0	235.2
			後	宗像市須恵158番1先から 宗像市須恵118番1先まで	13.0 ～ 56.0	258.2

**福岡県告示第347号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	野間線 須恵	宗像市須恵158番1先から 宗像市須恵118番1先まで

**福岡県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡	県道	福岡線 篠栗	前	糟屋郡粕屋町若宮二丁目 279番3先から 糟屋郡粕屋町若宮二丁目 276番4先まで	11.4 ～ 19.0	102.0
			後	糟屋郡粕屋町若宮二丁目 279番3先から 糟屋郡粕屋町若宮二丁目 276番4先まで	13.2 ～ 19.0	

### 福岡県告示第349号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1265、字宮ノ谷1787、1788
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字片原1265（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷1787・1788（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
福岡市西区大字宮浦字笹尾944、字氏原956の1、956の2、956の4から956の6まで、957、字福ヶ谷961、字灘山962の1、字大平1675
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所  
 糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷728・746（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字観音谷746、728（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第352号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所  
 京都郡みやこ町犀川喜多良字ニデノ木1802

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ニデノ木1802（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第353号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県道		香 春 糸 田 線	前	田川郡糸田町大字南糸田739番1先から 田川郡糸田町大字南糸田778番3先まで	7.8 ～ 19.0	123.8
			後	田川郡糸田町大字南糸田739番1先から 田川郡糸田町大字南糸田778番3先まで	9.0 ～ 19.0	123.8

**福岡県告示第354号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香春糸田線	田川郡糸田町大字南糸田782番5先から 田川郡糸田町大字南糸田778番3先まで

**福岡県告示第355号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宗像若宮線	宗像市朝町1786番1先から 宗像市朝町1798番1先まで

**福岡県告示第356号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	宮本大川線	前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	9.5 ～ 31.5	179.0
			後	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			後	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで	9.5 ～ 31.5	179.0

**福岡県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	宮本大川線	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで

南筑後	宮本大川線	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで
-----	-------	------------------------------------

**福岡県告示第358号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字酒見970番5先から 大川市大字酒見886番2先まで	5.5 ～ 16.9	209.5	うち県道宮本大川線重用延長90.7メートル
			前	大川市大字酒見970番5先から 大川市大字酒見886番2先まで	8.0 ～ 20.6	217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0メートル
			後	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで	5.5 ～ 16.9	209.5	うち県道宮本大川線重用延長90.7メートル
			後	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで	8.0 ～ 20.6	217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0メートル

**福岡県告示第359号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで

**福岡県告示第360号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	田主丸停車場線石垣	久留米市田主丸町石垣456番4先から 久留米市田主丸町石垣465番1先まで

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市井原字中ノ上994番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市三雲209番地  
水崎 江梨

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市星見ヶ丘一丁目7番2、8番及び10番
- 2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名  
春日市星見ヶ丘一丁目8番地  
社会福祉法人はるかぜ福祉会  
理事長 辻 清美

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年福岡県規則第21号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 規則の公布日

平成28年4月1日

**公告**

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
平成28年3月28日から平成28年4月27日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成28年3月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) サンリブのおがた
  - (2) 所在地 直方市大字知古756番2 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤 秀晴	北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤 秀晴	北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
その他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年11月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,979平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場 No. 1 建物南側	174
駐車場 No. 2 建物屋上部	90
合計	264

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場 No. 1 建物西側	40
駐車場 No. 2 建物南側	24
駐車場 No. 1 建物南側	38
駐車場 No. 2 建物南側	40
合計	142

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	100
合計	100

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	34.29
合計	34.29

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンリブ	午前7時00分	午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	駐車可能時間帯
駐車場 No. 1	午前6時30分～午前0時30分
駐車場 No. 2	午前6時30分～午後10時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No.	出入口の数	位 置
駐車場 No. 1、No. 2	3箇所	建物敷地南側、西側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成28年3月16日



2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 水巻ショッピングバザール
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.	変更前		変更後	
	位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場No.1	建物東側	30台	建物東側	30台
駐輪場No.2	建物南側	20台	建物南側	20台
駐輪場No.3	建物南側	30台	建物南側	30台
	合計	80台	合計	80台

※駐輪場No.2、駐輪場No.3の位置の変更。



福岡県公安委員会告示第92号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成28年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成28年4月5日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
江 副 裕 紀	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
泰 松 雅 子		
紫 垣 亨 子		
江 頭 克 代		
武 内 貫 通		
永 吉 真 治		
松 井 貞 幸		

池 主 恭 太	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
赤 荻 博 司		
小 谷 浩 司		
中 川 清		
松 井 正 博		
伊 藤 忠		
堀 掲 子		
安 藤 進		
柴 山 光 男		
梅 津 信 幸		
堀 武 志	092-643-0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
古 賀 哲 夫		
大 庭 宗 一		
吉 井 薫		
有 吉 與 倉	092-847-0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
栗田口 賢 三		
加 藤 和 雄		
井ノ上 健次郎		
合 屋 善 克		
松 尾 義 隆		
山 部 兼 一		
戸 川 麻 里 子		
小 林 志 信		
倉 光 敏 夫		
松 永 義 勝	092-805-6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
嶋 田 満 宣		
吉 岡 直 通		
濱 地 義 和	092-805-6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
矢 野 鉄 也		

富永 孝文	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
川添 八郎		
村瀬 英行		
合屋 弘子		
内村 眞治		
松永 徳芳		
牟田 正光		
早瀬 秀樹	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
北浦 庸博		
坂井 保幸		
前田 弘文		
和田 雄治	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
大堂 九仁雄		
平井 周作	0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
廣渡 利秀		
永野 明	092-580-0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
山本 優治		
橋本 巖		
伊藤 絹子	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
古澤 勝		
船越 清		
桑野 英則		
田中 光		
山岡 岩男	092-323-0110 糸島警察署 (少年係)	糸島警察署の管轄区域
森 繁克		
松田 重治		
大石 尚光		
原田 征四郎		
音藤 英博		

坂口 勝海	093-583-0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
入門 泰男		
窪田 雅裕		
多根 功		
池田 勇		
荻北 憲佳		
木下 正樹		
中村 保文	093-923-0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
五十嵐 敏樹		
野口 義弘		
鶴田 幸弘		
出口 雅彦		
橋本 正己	092-771-0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
犬童 則幸		
杉本 光洋		
松本 剛重	093-861-0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
奥蘭 孝		
原 庄治		
池田 昭	093-691-0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川 千年		
松井 裕一		
堀田 克也		
原田 憲一		
和田 博之		
江頭 洋		
二村 勉		
児玉 弘昭	093-662-0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
梅澤 泰久		
草賀 勲		

石本 直喜	093-321-0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
吉田 則雄		
猪山 功		
森實 幸治		
吉野 益生		
岩本 展幸	093-645-0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
木原 光康		
黒岩 義之		
山中 秀夫		
水口 鉄昭		
山本 豊		
花田 宗憲		
林 龍平	0930-24-5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
城戸 応昌		
西 和政	0979-82-0110 豊前警察署 (少年係)	豊前警察署の管轄区域
首藤 萬壽美		
澤見 浩	0949-22-0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
的野 弘明		
渡邊 勝巳	0948-21-0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
相良 淳一		
江藤 征生		
津山 武咄		
大塚 眞次		
平田 信雄		
鈴木 良一		
大澤 俊朗	0947-42-0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
梶原 孝文		
小野 秀雄		
井上 領平		

津田 利枝子	0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
森光 徹		
荒巻 栄一		
鶴田 敏之		
村上 豊美		
村田 利光		
矢野 彰		
梅野 忠		
米倉 達雄		
長利 茂信		
柳 忠徳		
岩瀬 望	0943-76-5110 うきは警察署 (少年係)	うきは警察署の管轄区域
伊福 良雄		
大石 五十二	0943-22-5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
成清 勉	0942-52-0110 筑後警察署 (少年係)	筑後警察署の管轄区域
友清 逸夫		
永島 幸夫		
大内田 義文		
山田 良治	0944-74-0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
川口 治彦		
本木 芳夫		
櫻井 國夫		
角 悟	0944-43-0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
谷口 勇		
柴田 敏明		
齊藤 繁		
塩塚 澄代		
中島 一実		